

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

借用金額

千	百	十	万	千	百	十	円

私は、独立行政法人日本学生支援機構の学資金を上記のとおり借用いたしました。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規定及び確認書によって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたいが、返還することを誓約します。

平成 24 年 4 月 1 日

本人	奨学生番号		印 ↓
	住民票に記載の住所	〒	
	氏名		
	電話番号	()	
連帯保証人	住所	〒	実印 ↓
	フリガナ		
	氏名		
	電話番号	()	
	本人との関係		
生年月日	大正・昭和 年 月 日		
保証人	住所	〒	実印 ↓
	フリガナ		
	氏名		
	電話番号	()	
	本人との関係		
生年月日	昭和 年 月 日		

(以下は未成年者のみ記入してください。)

親権者 (父) (未成年後見人)	住所	〒	電話番号	印 ↓
	氏名			
親権者 (母)	住所	〒	電話番号	印 ↓
	氏名			

借用金額・日付・本人欄(太枠内)は必ず記入・押印してください。

返還誓約書変更届は「返還のてびき」の記入例を参考に、もれなく誤りがないよう記入のうえ、キリトリ線で切り取って左側のみ学校に提出してください。

1. 記入について

- ・「借用金額」、「日付」、「本人」欄は必ず記入・押印してください。これらの記入がない場合、変更が認められません。
- ・変更届の日付は、返還誓約書の記入日付より後の日付を記入してください。
(注：平成24年3月満期者(卒業者等)については、平成24年4月1日にしてください。)

・必ず各自が記入し、印鑑は各自のものを朱肉で鮮明に押印してください。

・訂正する場合には、該当箇所にも二重線を引き、訂正印(連帯保証人欄、保証人欄は実印)を押し、訂正してください。修正液での訂正は認められません。訂正印での訂正ができない場合は、再度書き直してください。

・連帯保証人・保証人・親権者(父)(未成年後見人)・親権者(母)欄を変更する場合は、該当者自身で漏れなく記入・押印してください。

2. 本人欄の住所について

・住所は、住民票に記載された住所を記入してください。

3. 連帯保証人の選任について

- ・連帯保証人は、原則として父母にしてください。
- ・父母がいない場合は、きょうだい、おじ・おば等にしてください。
※父母以外の者を選任する場合は、本人との関係欄に理由を書いてください。
- ・連帯保証人におじ(またはおば等)として、保証人におじ(またはおば等)を選任することはできませんので、連帯保証人に父(または母)、保証人におじ(またはおば等)と変更してください。

4. 保証人の選任について

- ・保証人は、連帯保証人と別生計の4親等以内の親族(おじ、おば、きょうだい等)を選んでください。
- ・父または母を保証人に選任することはできません。
- ・きょうだい等で同一住所で生計が異なる者を保証人に選任した場合には、その旨を余白に記入してください。
- ・65歳以上の方はできるだけ避けてください。

4親等以内の親族でない人を連帯保証人・保証人にする場合は、返還総額の返還を確実に保証できる人を選任してください。
なおこの場合返還保証書及び所得・資産等に関する証明書の提出が必要になります。

※この用紙を使用して記入・作成後はご自身で写し(コピー)をご用意ください。
学校へ提出後、日本学生支援機構からは作成済みのこの用紙の複写を発行しません。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報〔「延滞情報」(延滞額・延滞開始年・延滞月数等)を含む。〕が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が必要に応じて保証機関に提供されます。